

持続性向上タイプにおける機械装置、成果目標、導入の必要性の対応表①

No.	機械装置の区分	環境				地域経済・担い手					動物福祉・家畜衛生等						
		1-1①		1-2②	1-3③		2-1①	2-2②		2-3③	2-4④	2-5⑤	3-1①	3-2②	3-3③	3-4④	
		ア 飼料 (北海道)	イ 飼料 (都府県)	GHG	ア 堆肥化	イ エネルギー化	雇用	ア 直売	イ 農場HACCP	理解醸成	新規・継承	家畜輸送	AW	家畜衛生	鳥獣対策	ア 希少血統	イ 短期・早期
1	飼料給与関係機械装置	○		○			○		○	○	○	○					○
2	畜舎温度制御機械装置	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○			○
3	省エネ・電力安定供給のための機械装置	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○			○
4	家畜飼養管理機械装置	○		○		○		○	○	○	○	○	○				○
5	搾乳関係機械装置	○		○		○		○	○	○	○	○	○				
6	衛生管理高度化機械装置	○		○		○		○	○	○	○	○	○				
7	畜産物管理・加工機械装置					○		○	○	○							○
8	飼料播種・追播用機械装置	○				○		○	○	○							
9	飼料収穫・調製用機械装置	○				○		○	○	○							
10	その他飼料生産関係機械装置	○		○		○		○		○							
11	スマート農業関連機械装置	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○			○
12	草地等管理用機械装置	○		○		○		○	○	○							
13	飼料調製用機械装置	○				○		○	○	○							
14	飼料用米調整用機械装置	○				○		○	○	○							
15	放牧関連機械装置	○				○		○	○	○		○	○				○
16	飼料保管装置	○		○		○		○	○	○							○
17	エコフィード調整・給与関係装置	○		○		○		○	○	○							
18	堆肥調整散布関係機械装置	○		○		○		○	○	○							
19	家畜運搬関係機械装置					○					○						
20	野生鳥獣侵入防止機械装置	○						○	○	○			○	○			
21	畜産・酪農関係機械に要する動力源となる機械装置	○		○		○		○	○	○		○	○				○
22	その他（知事特認）	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○			○

持続性向上タイプにおける機械装置、成果目標、導入の必要性の対応表②

分類	テーマ	導入の必要性	成果目標
環境	1-1) 国産飼料の生産・利用 1-2) 温室効果ガス排出削減 1-3) 資源循環型農業の促進	① ア 国産飼料の生産・利用の促進（北海道） イ 国産飼料の生産・利用の促進（都府県） ② 温室効果ガス排出量の削減 ③ ア 家畜ふん尿の堆肥化の促進 イ 家畜ふん尿のエネルギー化の促進	① ア 国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収の5%以上の増加（北海道） イ 国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収の3%以上の増加（都府県） ② 温室効果ガス排出量の5%以上の削減 ③ ア 家畜ふん尿の堆肥化による販売単価又は販売量の5%以上の増加 イ 家畜ふん尿のエネルギー化による光熱費の5%以上の低減
地域経済・担い手	2-1) 雇用創出 2-2) ブランド化・付加価値向上 2-3) 消費者の理解醸成 2-4) 新規就農・経営継承 2-5) 家畜輸送の社会的課題への対応	① 雇用の創出 ② ア 直売への提供等のブランド化 イ 農場HACCP取得等による付加価値向上 ③ 消費者の理解醸成 ④ 新規就農・経営継承 ⑤ 家畜輸送の社会的課題への対応	① 飼養管理のために雇用する人数又は人件費の5%以上の増加 ② ア 直売等への提供量の5%以上の増加 イ 農場HACCP取得等による販売量又は単価の5%以上の増加 ③ 教育ファームの認証の取得及び来場者数を取組主体等の常時従業員数×20名以上とする ④ 新規就農者・経営継承者への経営支援チームの体制構築及び3回/年以上の支援会 ⑤ 家畜市場又はと畜場への出荷日数月15日以上若しくは出荷頭数の5%以上の増加
動物福祉・家畜衛生等	3-1) 動物福祉の実践 3-2) 家畜疾病対策の強化・高度化 3-3) 野生鳥獣害防止対策 3-4) 多様性の確保	① 動物福祉の実践 ② 家畜疾病対策の強化・高度化 ③ 野生鳥獣被害の低減 ④ ア 希少血統の種雄牛・雌牛といった多様性の確保 イ 短期肥育牛・早期出荷素牛の出荷頭数といった多様性の確保	① 動物福祉に配慮して生産された畜産物の出荷量又は販売量の5%以上の増加及び販売単価の5%以上の増加 ② 疾病発生率又は事故率の5%以上の低減 ③ 野生鳥獣による被害面積又は被害件数の5%以上の低減 ④ ア 希少血統の種雄牛造成又は希少血統雌牛の飼養割合を5%以上とする イ 短期肥育牛又は早期出荷素牛の出荷頭数を全出荷頭数の5%以上とする